六　法第三十四条第一項の規定による承認　第二号又は第三号に掲げる許可（それぞれ第二号又は第三号に定める行為に係るものに限る。）に基づく権利の譲渡

2　令第十六条の十二の国土交通省令で定める行為は、河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土石の堆積又は設置（当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間において行うものに限る。）とする。

第三十七条の五の次に次の一条を加える。

（河川管理施設の維持又は操作等の委託を受けることができる者の要件）

第三十七条の六　法第九十九条第一項の国土交通省令で定める要件は、法第五十八条の八第一項の河川協力団体又は河川の管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、法第九十九条第一項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。

第三十八条の四中「第三十三条の十」を「第三十三条の十三」に改める。

（河川管理施設等構造令施行規則の一部改正）

第二条　河川管理施設等構造令施行規則（昭和五十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「、高水位」の下に「、津波水位」を加え、「計画高水位」の下に「、計画津波水位」を加える。

（水防法施行規則の一部改正）

第三条　水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準）

第三条　法第十五条第一項第三号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

第四条中「法第十五条第四項」を「法第十五条第三項」に改める。

第五条を第十四条とし、第四条の次に次の九条を加える。

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第五条　法第十五条の二第一項の地下街等（法第十五条第一項第三号イに規定する地下街等をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　地下街等における洪水時の防災体制に関する事項

二　地下街等の利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項

三　地下街等における洪水時の浸水の防止のための活動に関する事項

四　地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

五　地下街等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

六　自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ　法第二条第二項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ　自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ　その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

七　前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

（統括管理者の設置等）

第六条　地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

2　統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。

3　地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

（連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置）

第七条　法第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第十五条の二第一項に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）

第八条　法第十五条の二第八項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　統括管理者の氏名及び連絡先

二　自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置

三　法第十五条第一項第一号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第九条　法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第三号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　要配慮者利用施設における洪水時の防災体制に関する事項

二　要配慮者利用施設の利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項

三　要配慮者利用施設における洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

四　要配慮者利用施設における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五　自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ　水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ　自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ　その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六　前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

（自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用）

第十条　第六条及び第八条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第八項」とあるのは、「第十五条の三第二項」と読み替えるものとする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十一条　法第十五条の四第一項の大規模工場等（法第十五条第一項第三号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　大規模工場等における洪水時の防災体制に関する事項

二　大規模工場等における洪水時の浸水の防止のための活動に関する事項

三　大規模工場等における洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

四　大規模工場等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項